

労基協だより

く
わ
な



(オニヤンマ)

題字：山本初代会長

7月号

発行人

桑名労働基準協会
桑名市中央町3-23

第110号

令和7(2025)年7月1日発行

西 祐一 (桑名精工㈱)

西山 武志 (㈱ADEKA)

杉 徳敬 (四日市監督署)

渡邊 文孝 (協会事務局)

編集委員



ご挨拶

桑名労働基準協会

会長 山本 重雄

会員の皆様方におかれましては、日頃から当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県内企業を巡る状況はコロナ禍以降目まぐるしく変化しており、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症り患状況も増減を繰り返し収束の兆しが見えない中、為替相場の変動、異常気象・自然災害、トランプショック等の要因による生産活動や個人消費の足踏みの兆候や、雇用情勢の弱含みなど、慢性的な物価高や海外経済の不透明感が影響し、景気の持ち直しのテンポは弱まると見られております。

皆様がより豊かで充実した日々を過ごせる日が、少しでも早く訪れる事を願って止みません。

一方、職場の労働災害防止の観点に目を転じますと、これまで事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開してきたことにより、労働災害は長期的には減少してきましたが、近年三重労働局・四日市労働基準監督署管内においてはむしろ増加傾向にある状況です。

特に、転倒や腰痛といった行動災害、墜落・転落、はざまれ・巻き込まれ等の機械災害が依然として後を絶たない状況にあり、加えて近年、高年齢労働者の労働災害も増加してきており、労働者を取り巻く状況はきびしさを増してきております。

このような状況の中、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、労使一丸となって2023年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画」に基づく「令和7年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」や、四日市労働基準監督署が主導する「令和7年 死亡災害撲滅・アンダー777ほくせい」等の施策を、着実に推進するための不断の努力が必要です。

今一度「令和7年 死亡災害撲滅・アンダー777ほくせい」の重点対策が確実に実施できているか、改めて確認していただくことも重要ではないでしょうか。

本年も「労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着」を目的として、

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

をスローガンとする『第98回 全国安全週間』が7月1日より7日までの間、実施されます。

会員の皆様におかれましては、この全国安全週間を契機として、安全衛生管理体制の確立、安全に係る知識や労働災害防止のためのノウハウの着実な継承、効果的な安全衛生教育の実施等について今一度見直しを行い、事業場における安全衛生活動をより一層推進させ、さらなる労使の安全意識の向上や安全対策の充実を図り、従前以上の労働災害防止対策に努めていただきたいと存じます。

当協会では、本年度も引き続き、会員の皆様の“より一層の安全で安心な職場づくり”に寄与するための運営に努めてまいります。

また、三重労働局・四日市労働基準監督署が行う行政施策の円滑な運用のお手伝いができますよう努力をしてまいりたいと考えております。

今後も、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
労使みんなでゼロ災職場を築いていきましょう！





全国安全週間を迎えて

四日市労働基準監督署

署長 三浦かおり

桑名労働基準協会会員の皆様方には、日頃より労働基準行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国安全週間が、今年も7月1日から7月7日までを期間として実施されます。全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動の一層の向上に取り組む週間で、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的とし、昭和3年に実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、一度も中断することなく続けられ、本年で第98回目を迎えます。

この間、事業場の労使のみなさまや労働災害防止関係団体のみなさまの努力と取組により労働災害は長期的には減少してきました。令和6年の四日市労働基準監督署管内の労働災害については、死亡者数は8人、死傷者数は806人となり、死亡者数は、最近10年間では、令和3年と並び最多となりました。令和7年は、1月から4月までの4か月間では、死亡災害は発生していませんが、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。令和7年の労働災害による負傷者数は222人（4月末現在）となり、このうち52%を「転倒」など作業行動に起因する労働災害（行動災害）が占めています。

死亡災害を撲滅し、労働災害を少しでも減らすため、四日市労働基準監督署では、第14次労働災害防止計画に基づき、

死亡災害撲滅・アンダー777ほくせい
スリーセブン

を推進しています。

本年度の全国安全週間のスローガンは

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

です。全国安全週間を契機として、墜落防止対策など基本的事項を再確認していただき、作業行動に起因する労働災害防止対策にも取り組まれますようお願いします。

令和7年 死亡災害撲滅・アンダー777ほくせい 重点対策

● 墜落・転落災害防止

- 足場・作業床・開口部・階段等には手すり等の設置
- トラック荷台上での作業スペースの確保・墜落防止措置
- 墜落制止用器具の着用・使用
- 脚立・はしごの確実設置

● 機械設備・資材取扱に係る災害防止

- 機械設備の本質安全化
- 作業手順の作成・改善・励行
- 安全カバーの設置・安全装置の有効化
- 資材等の機械設備の取付時における切創・はさまれ防止措置
- リスクアセスメント実施とリスク低減措置

● 転倒・腰痛などの行動災害防止

- 作業床及び作業通路における凸凹等の解消
- 滑りにくい靴を選択・危険個所には「見える化」で注意喚起 【あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて】
- 前屈・捻り姿勢で荷を持たない、不自然な姿勢を取らない
- ストレッチ・適度な運動等の取り組み、重量物は台車など利用
- 3S(整理・整頓・清掃)の励行

● 高年齢労働者災害防止

- 照度の確保・段差の解消
- 身体機能の低下を考慮した作業方法の見直し
- 身体機能を補う設備・装置の導入
- エイジフレンドリーライフラインの取組

● 交通事故を含む車両系災害防止

- 交通ルールの遵守
- 接触防止措置の徹底
- 作業計画の作成と関係労働者への周知
- 用途外使用の禁止

1 1時間当たりの賃金の計算方法（割増賃金と最低賃金の違い）

割増賃金や最低賃金などの賃金計算を行う際は、1時間当たりの賃金額を計算する必要があります。計算方法については次のようになります。

1時間当たりの賃金の計算方法

割増賃金：月の所定支払額 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間※

最低賃金：月の所定支払額 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間※

※1年間における1か月平均所定労働時間 = 1日所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12

「1年間における1か月平均所定労働時間」について以下の注意が必要です。

(1) 割増賃金

「1年間における1か月平均所定労働時間」の端数はそのままにするか、**切り捨てて取り扱うことが必要**です。
端数を切り上げて計算すると、1時間あたりの賃金が少なくなり、法定額未満となるためです。

例 月の所定支払額 200,000円 1日所定労働時間 8時間 年間所定労働日数 250日

1年間における1か月平均所定労働時間 $8 \times 250 \div 12 = 166.666\cdots$

1時間当たりの賃金

○ 正しい例 $200,000 \div 166.666 = 1,200$ 円

× 誤った例 $200,000 \div 167 = 1197.604$ 円（法令どおり計算した額より約2.3円足りない）

(2) 最低賃金

「1年間における1か月平均所定労働時間」の端数はそのままにするか、**切り上げて計算することが必要**です。
切り捨てて計算すると最低賃金額を下回る場合があります。

1日所定労働時間 8時間 年間所定労働日数 250日の場合 三重県最低賃金 1,023円

× 誤った例 $170,000 \div 166 = 1,024.096$ 円となり一見最低賃金を上回っているように見えますが、

本来用いるべき 166.666…で計算すると $170,000 \div 166.666 = 1,020$ 円となり最低賃金を下回ります。

○ 正しい例 $170,500 \div 166.666 = 1,023$ 円（三重県最低賃金と同額）

2 割増賃金の基礎となる賃金から除外できる賃金と最低賃金の対象とならない賃金について

割増賃金の基礎となる賃金から除外できる賃金 (労働基準法37条5項・労働基準法施行規則21条)	最低賃金の対象とならない賃金 (最低賃金法第4条第3項・最低賃金法施行規則第1条)
①家族手当	①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
②通勤手当	②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③別居手当	③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④子女教育手当	④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤住宅手当	⑤深夜労働に対する賃金（深夜割増賃金など）
⑥臨時に支払われた賃金（結婚手当など）	⑥精勤手当、通勤手当及び家族手当
⑦1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）	

※手当の名称ではなく内容により判断します。例えば「家族手当」という名称であっても、家族の人数にかかわらず一律に支給されるような手当については、上記の名称であっても算入しなければなりません。

3 割増賃金の計算における労働時間の端数処理

労働時間は、それがたとえ1分であれ労働時間としてカウントすることが必要です。

ただし、次の方法に従った端数処理は「違反としては取り扱わない」(S63.3.14基発第150号)とされています。

(1) 1か月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること。

(2) 1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げること。

(3) 1か月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合、(2)と同様に処理すること。

「1日を単位に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること。」は法違反となるので注意して下さい。

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができるようになりました。

e-Gov電子申請と比べ以下のメリットがあります。

① 内容の異なる協定等の一括届出機能

協定等の内容が同一の事業場ごとにまとめて届出作業を行うことができ、また、作成した数種類の内容の異なる届出を一括して届け出ることができます。

② 本社一括届出のC S Vファイル自動作成機能

ポータルサイト上で入力した内容をもとに自動的にCSVファイルが作成・添付されます。

③ 届出先の労働基準監督署の自動選択機能

事業場の所在地情報を入力するだけで、所轄労働基準監督署が自動選択されますので、届出先誤りを防止することができます。

④ 次回届出時のリマインド・複写機能

36協定届と1年変形届については、協定の有効期間が満了する30日前に、登録されたメールアドレスあてにリマインドメールを送信します。また、前回届出時の内容を複写して初期表示し、変更点のみ修正して届け出ることができます。



確かめよう労働条件 検索

職場における熱中症対策の強化

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が改正されました。



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 热中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、次頁の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。



職場における熱中症対策の強化

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や

「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業者
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での定期連絡などにより、熱中症の症状
がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先
及び所在地等
- ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症
による重篤化を防止するために必要な措置の実施
手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係
作業者への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

三重労働局ホームページ
「熱中症予防特設ページ」



学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



* 年度更新の申告書は三重労働局または四日市労働基準監督署への郵送、または電子申請でも受け付けており、窓口に出向くことなく申告できます。

(e-Gov 電子申請システムの画面操作方法等については、「e-Gov 利用者サポートデスク」(電話番号 050-3786-2225 (050 ビジネスダイヤル))へお問い合わせください。

安心して
働きたい！

令和
7年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.2.~7.10.木



「いつでも手続きが可能 |
労働保険はラクラク電子申請で」



令和7年 労働災害発生状況（死亡者数及び休業4日以上の死傷者数）

四日市労働基準監督署

令和7年5月末現在

業種	年別	令和6年		令和7年		対前年比			
		死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡	死傷	人数	%
合計		3	256		283	-3人	-100.0%	+27人	+10.5%
製造業	食料品		19		16			-3人	-15.8%
	織維工業		1		2			+1人	+100.0%
	衣服その他の織維								
	木材・木製品								
	家具・装備品								
	パルプ・紙加工品				1			+1人	
	印刷・製本								
	化学工業		6		11			+5人	+83.3%
	窯業土石製品		6		7			+1人	+16.7%
	鉄鋼業	1	5		3	-1人	-100.0%	-2人	-40.0%
業	非鉄金属属		1		1			±0人	±0.0%
	金属製品		13		5			-8人	-61.5%
	一般機械器具		2		10			+8人	+400.0%
	電気機械器具				3			+3人	
	造船業							-2人	-18.2%
	造船業以外の輸送用機械		11		9				
	電気・ガス・水道業								
	自動車整備業・機械修理業								
	上記以外の製造業		4		3			-1人	-25.0%
	小計	1	68		71	-1人	-100.0%	+3人	+4.4%
鉱業	採石業								
	上記以外の鉱業								
	小計								
建設業	土木工事		7		11			+4人	+57.1%
	木造家屋等建築工事		3		2			-1人	-33.3%
	木造家屋以外の建築工事		5		5			±0人	±0.0%
	その他の建設業	2	17		5	-2人	-100.0%	-12人	-70.6%
	小計	2	32		23	-2人	-100.0%	-9人	-28.1%
運輸業	旅客運送業		3		3			±0人	±0.0%
	道路貨物運送業		30		41			+11人	+36.7%
	港湾運送業		1		1			±0人	±0.0%
	上記以外の運輸業		9		8			-1人	-11.1%
	小計		43		53			+10人	+23.3%
第一次産業	林業								
	農業・畜産業		3		2			-1人	-33.3%
	水産業								
	小計		3		2			-1人	-33.3%
第三次産業等	商業	小売業		27	40			+13人	+48.1%
		うち新聞販売業		7	4			-3人	-42.9%
		上記以外の商業		5	5			±0人	±0.0%
	通信	信業		5	5			±0人	±0.0%
	保健衛生	社会福祉施設		24	21			-3人	-12.5%
		医療保健業・その他		4	11			+7人	+175.0%
	接客娯楽業	旅館業		2	1			-1人	-50.0%
		飲食店		11	14			+3人	+27.3%
		ゴルフ業		6	8			+2人	+33.3%
		上記以外の接客娯楽業		2	6			+4人	+200.0%
清掃業	ビルメンテナンス業		2		2			±0人	±0.0%
		産業廃棄物処理業		3	10			+7人	+233.3%
		上記以外の清掃・と畜業		2	3			+1人	+50.0%
	警備業		3		2			-1人	-33.3%
	上記以外		14		6			-8人	-57.1%
小計			110		134			+24人	+21.8%

資料出所 四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」

注：死亡者数は内数であらわしたもの。

新型コロナウイルス感染症のり患者数（令和6年：16人、令和7年：6人）を除く。

会員事業場の紹介

シグマー技研 株式会社

令和6(2024)年度 三重労働基準協会連合会長表彰
安全衛生優良事業場賞 受賞

事業場の紹介

シグマー技研株式会社は、1977年に設立しギアモーター、減速機のメーカーとして今まで開発・設計・加工・組立・販売をしております。

現在も主力の製品であり中でも特殊品(カスタムメイド)を得意とし産業機器、農業機器、鉄道関係など様々な場面で活躍しております。

1994年にはギアモーターを使った製品としてシグマシュレッダを発表。さらに2000年には同じくギアモーターを使った製品としてストレッチフィルム包装機 SSP シリーズを発売。同製品は物流2024年問題に於いて問題解決の一役を担う製品にもなっており、また働き方改革・作業負担軽減にもなり健康経営にも役立っております。

最近の社内活動としては、2022年に「三重県SDGsパートナー」に登録し事業活動を通じSDGs達成に向け取り組んでおります。

また昨年10月には「令和6年度三重労働基準協会連合会長表彰安全衛生優良事業場賞」を表彰いただき、続いて今年3月には「健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)」に認定されました。

今後は経営理念である「総和・技術・研究により世の中に必要とされる製品を供給し続ける」を念頭に置き、安全衛生と健康経営にも重点を置き日々努めてまいります。



所在地

〒511-0252
員弁郡東員町瀬古泉
1611

桑名電気産業株式会社

令和6(2024)年度 桑名労働基準協会連合会長表彰
安全衛生優良事業場賞 受賞

事業場の紹介

桑名電気産業株式会社は、1945年10月に創業し、本年創業80周年を迎えます。

創業時は、地元桑名のお客様の電気設備工事の施工を手掛け、昭和30年代からの高度経済成長期では、四日市石油化学コンビナートの建設工事で多くの電気・計装工事を請負い、特に計装設備工事の施工を手掛けたことからその後の、製紙会社を始め各種製造プラントの工事と制御盤・計装盤納入の礎となりました。また、1958年には東京のお客様との関係を構築・強化を図るため東京営業所を開設し、現在では大阪・静岡県島田市にも営業拠点を設けております。現在では販路もより拡大し、様々な業種の製造プラントの制御盤・計装盤の設計・製作から電気・計装設備工事の設計・施工を全国で展開し、産業基盤の整備を担っております。また、国土交通省等から発注される公共施設・設備の電気・計装設備工事の施工を通して社会基盤の整備も担っております。このように電気・計装設備工事の設計・施工、制御盤・計装盤の設計・製作機能を併せ持つことによりお客様のニーズにトータルでお応えしております。

今後も企業理念「信頼、挑戦、人」の精神の元、認証取得しているISO9001、ISO14001、ISO45001の規格に基づき、統合マネジメントシステムでお客様の信用信頼を得られるよう誠心誠意、業務を遂行し社会に貢献してまいります。



所在地

〒511-0834
桑名市大字大福
宇寺跡442番地

講習会等開催予定

1. 講習教育等

- (1) KYT 実践研修
7月4日(金) ヤマモリ体育館
- (2) クレーン運転業務特別教育
<学科>7月11日(金) ヤマモリ体育館
<実技>7月13日(日) 桑名金属ファインテック㈱ 桑部工場
- (3) 玉掛技能講習(クレーン協会主催)
<学科>7月28日(月)・30日(水)桑名げんアライ
<実技>7/31(木)・8/1(金)・8/4(月)の内1日 津市
- (4) 特定粉じん作業従事者特別教育
8月1日(金) ヤマモリ体育館
- (5) 自由研削用といしの取替え等業務特別教育
8月30日(土) 扶桑工機㈱
- (6) 職長等教育(建設業を除く)
9月3日(水)・4日(木) 桑名市パブリックセンター
- (7) フルハーネス型墜落制止用器具使用業務特別教育
9月12日(金) ヤマモリ体育館
- (8) フォークリフト運転技能講習(陸災防主催)
<学科>9月16日(火) 北部輸送サービスセンター(四日市市)
<実技>9月18/(木)~28(日)の内3日 北部輸送サービスセンター
- (9) 低圧電気取扱業務特別教育
9月19日(金) ヤマモリ体育館
- (10) クレーン運転業務特別教育
<学科>10月3日(金) ヤマモリ体育館
<実技>10月5日(日) 桑名金属ファインテック 桑部工場

(11) アーク溶接等業務特別教育

<学科>10月17日(金) ヤマモリ体育館

<学科・実技>10月18・19日(土・日) 桑名金属工業㈱

(12) 産業用ロボット業務(教示)特別教育

<学科>11月7日(金) ヤマモリ体育館

<実技>11月8日(土) 株デンソーカー大安製作所

(13) 自由研削用といしの取替え等業務特別教育

11月29日(土) 扶桑工機㈱

(14) 職長等教育(建設業を除く)

12月10日(水)・11日(木) 桑名市パブリックセンター

(15) クレーン運転業務特別教育

<学科>1月16日(金) ヤマモリ体育館

<実技>1月18日(日) 桑名金属ファインテック㈱ 桑部工場

(16) 労務管理講習会

2月13日(金) ヤマモリ体育館

2. 三重県産業安全衛生大会

10月1日(水) 県立総合文化センター 中ホール

3. 全国産業安全衛生大会 in 大阪

9月10日(水) ~ 12日(金) インテックス大阪 ほか

4. 桑員地区産業安全衛生大会・優良勤労者表彰式

11月21日(金) 柿安シティホール 小ホール

桑名労働基準協会 令和7(2025)年度 定時総会の開催

令和6(2024)年度実施事業・収支決算、令和7(2025)年度事業計画・予算が承認されました



令和7(2025)年5月16日(金)、桑名市内「桑名シティホテル 4階ホール『KUWANA』」において、三重労働局労働基準部監督課長 宮内一寿様、四日市労働基準監督署 署長 三浦かおり様、桑名商工会議所 常務理事 伊藤義人様、三重労働基準協会連合会事務局長 小野紀孝様のご臨席の下、令和7(2025)年度の定時総会が開催され、委任状を含め277名の方にご参加いただきました。コロナ禍以来初めて旧来の「桑名シティホテル」での開催となり、前年度に比べ15名の減少となりました。

議題として、令和6(2024)年度の実施事業及び収支決算、令和7(2025)年度の事業計画案及び収支予算案等、理事の選出について審議され、全て承認されました。

なお、本年度は例年定時総会に先立って開催しておりました第1回理事会を「通信」により実施し、定時総会後に第2回理事会を開催して異動のあった役員(副会長)等の選任を行いました。

なお、令和6(2024)年度収支決算及び令和7(2025)年度収支予算は右の表のとおりです。

おつて、令和8(2026)年度総会は、令和8年(2026年)5月15日(金)に開催を予定しております。

部会委員に感謝状を贈呈

令和7年度定時総会において、当協会の部会委員として協会活動に永年ご協力いただいた3名の方々に対し、山本会長から感謝状が贈呈されました。

在任15年 株式会社齊藤工作所
齊藤守朗様

在任10年 新日本工業株式会社
後藤啓様

在任5年 トヨタ車体株式会社
いなべ工場
千種好紀様



令和6年度 収入支出決算／令和7年度 収入支出予算
決算 自 令和6(2024)年4月1日 至 令和7(2025)年3月31日
予算 自 令和7(2025)年4月1日 至 令和8(2026)年3月31日

収入の部

科 目	項 目	R06(2024)年度 決算額	R07(2025)年度 予算額	差引増減
1 会費		7,494,000	7,500,000	6,000
2 事業収入		7,612,284	8,400,000	787,716
講習会収入		7,293,500	8,050,000	756,500
取次手数料		180,184	200,000	19,816
事務取扱費		138,600	150,000	11,400
3 繰越金		1,041,104	889,704	△ 151,400
4 雑収入		43,635	60,296	16,661
5 繰入金		1,500,000	0	△ 1,500,000
合 計		17,691,023	16,850,000	△ 841,023

支出の部

科 目	項 目	R06(2024)年度 決算額	R07(2025)年度 予算額	差引増減
1 事務費		11,005,255	11,160,000	154,745
俸 給		4,392,000	4,500,000	108,000
諸 給		4,536,154	4,830,000	293,846
旅 費		169,592	150,000	△ 19,592
退職掛金		384,000	384,000	0
管理費		774,534	770,000	△ 4,534
備品消耗品費		258,276	250,000	△ 8,276
通 信 費		465,191	250,000	△ 215,191
涉 外 費		25,508	26,000	492
2 会議費		482,046	500,000	17,954
3 一般事業費		1,463,375	1,510,000	46,625
勤労者表彰		674,704	550,000	△ 124,704
研修費		0	150,000	150,000
広報費		344,146	70,000	△ 274,146
安全衛生諸費		210,718	200,000	△ 10,718
用紙配布費		233,807	240,000	6,193
公租公課		300,000	300,000	0
4 講習教育事業費		3,715,210	3,500,000	△ 215,210
5 連合会会費		135,433	140,000	4,567
6 予備費		0	40,000	40,000
合 計		16,801,319	16,850,000	48,681



令和7(2025)年度 協会会費納入のお願い

本年5月16日(金)に開催された定時総会において承認を得ました令和7(2025)年度事業計画に基づき、会員の皆様の立場に立った適正かつ効果的な事業活動の推進に努めてまいります。



つきましては、別途ご通知させていただきましたとおり、令和7(2025)年度協会会費の速やかなご納入をよろしくお願い申し上げます。(事務局)